

能州三崎浦専念寺文書からの海域史

泉 雅博

はじめに

海を道とする交通体系が非常に限定されてしまった現代社会においては、海に長く突き出た半島や陸地から切り離された離島などは、交通の不便な辺鄙な土地と見られがちなのではないだろうか。しかし、時代をわずかに遡って明治の半ばころの日本の海上に目を転じると、膨大な数の船舶の姿を認めることができる。列島の隅々にまで張りめぐらされた航路上をこれらの船舶は動いていたのであり、沿岸の各地、とりわけ半島や離島には多くの湊町が繁栄した。海を交通の障害物とする見方は、あくまでも陸からの視点にはかならず、かつてこの列島上に生きた人々は、海を生活の場、道として盛んに活動していたのである。

周知のように、網野善彦氏の研究業績は、その独自性が

ら「網野史学」と称されているが、網野氏の研究の柱の一つが「海からの列島史」であることは指摘するまでもないだろう。^①海を障壁と捉え、日本を孤立した島国と見る「島国史観」に対して、明確な史実によって縄文以来、海によって豊かに育まれてきた列島の歴史を全時代を通じて明らかにされている。

その網野氏を代表として、日本海側最大の半島、能登半島へ史料探訪調査のために足を踏み入れたのは一九八四年のことである。^②以来、すでに一六年の歳月が流れてしまつたが、この間能登の歴史を見ていくうえで、いかに海からの視点が重要であるかを身を以て学ばされた。例えば、能登の停滞性を代表する家として「家父長的農奴主」と規定されてきた時国家が、実は日本海交易に積極的に携わる一種の「企業家的」な活動を行っていたことなど、信じがたい事実であった。^③また、時国家の一族が養子として入った

柴草屋という大規模な廻船業を営む家が、北陸地域では頭振と呼ばれる水呑であったこと、そしてこの頭振の集住する土地が輪島や宇出津など能登を代表する湊町であったことなど、能登を取り巻く海を視野に入れないと決して明らかにできることではなかった。

近年は、能登から潮の道をたどるかのように、佐渡、北海道上ノ国町、さらには太平洋岸の伊豆半島へと史料調査の足を延ばしているが、これらの地域もまた豊かな海の文化を育んでいる土地であることを、調査の中途ではあるが実感している。

佐渡の外海府の北端近くに、岩谷口という集落がある。例に漏れず、現在は過疎化の進んでいる集落であるが、この地に江戸の前期、蝦夷地から赤間ケ関（下関）に至る海域を舞台に廻船交易を営んでいた船登家があり、その史料が同家に持ち伝えられており、往事の賑わいを甦らせてくれる。また、北海道の上ノ国は、人口の相当数が能登や佐渡からの移住者で占められており、そのこと自体に海を媒介とする当該地域間の活発な交流の跡をうかがうことができるが、近世に北海道唯一の大名となる松前氏の前身蠣崎氏の館が、上ノ国の天の川河口の湊と大瀬をのぞむ小高い丘の上にあり、繁栄の基盤が日本海交易にあったことを歴然とその遺構にとどめている。一方、東伊豆の都市的な海村には無田・水呑の集住が認められ、日本海側と太平洋側

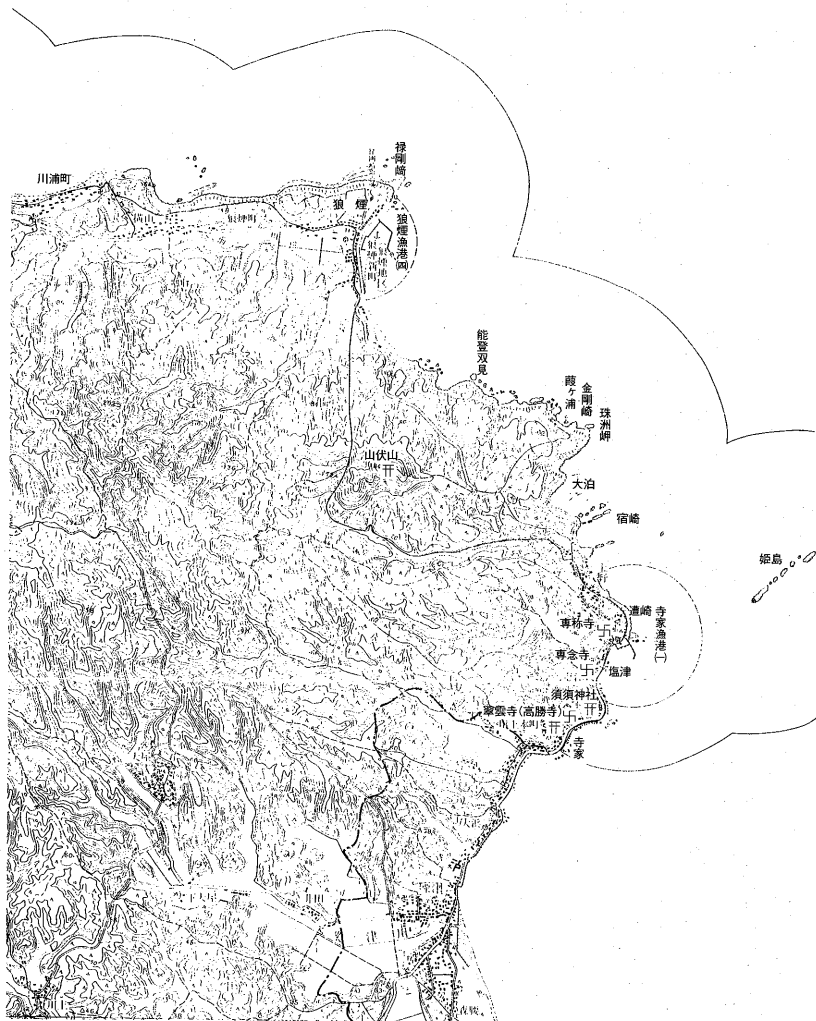
との違いはあれ、そこに能登半島と共通した民衆の生活世界の展開が予想されるのである。

これら佐渡・北海道・伊豆の調査と併行して、能登調査も奥能登を中心に年に二、三回、一回につき一週間程度の日程で現在も実施しているが、昨年の初秋、その調査の過程で「幻の史料」となるうとしていた二群の文書を発見することができた。眼差しを遠く海の彼方へと向けなければ、一つの小さな集落とはいえ、そこで営まれてきた歴史を明らかにすることができないことを教えてくれるような史料であり、「文化と地域」という今回の統一テーマともそれなりに関連するものと思われる。そこで、本誌面を借り、史料紹介を兼ねながら、海からの地域史―海域史という視点から報告させていただくことにした。

見出した史料は、石川県珠洲市三崎町寺家に所在する専念寺に伝えられてきたものである。

一 珠洲岬と塩津湊

能登半島の最先端の岬を珠洲岬という。現在、海辺ならばどこにでもあるような岬の一つとして、人々の関心に上ることは全くないといつてもよいだろう。しかし、その歴史を繙くと、遡ること八世紀の『出雲国風土記』に載る国引き神話に「高志の都都の三埼」として名が記されたこと



注1) 「珠洲市管内図」1 : 25,000、珠洲市役所、1986年による。

2) 一部修正した。

第1図 珠洲岬

を嚆矢として、以来多くの書のなかにその名を見出すことができる。例えば、一二世紀末に成った『梁塵秘抄』のなかの僧歌の一首に、

我等が修行に出でし時、珠洲の岬をかい回り、打廻り、
振棄てて、一人越路の旅に出でて、足打せしこそあは
れなりしか

という歌謡が寄せられている。後白河法皇が白拍子らを相手に歌って飽くことがなかったという今様のなかの一首に、「珠洲の岬」の名が織り込まれているのである。遙かなる北の海へと向かう境界の岬として屹立している珠洲岬の風景が、一抹の寂寥感をともなつて浮かび上がってくる。また、同じ平安の末、源氏との戦いに破れ能登へと流された平大納言時忠が、捕らわれの身として辿り着いたところが「能登国鈴ノ御崎」であつたと『源平盛衰記』は記している。一方、室町の半ばころ罪を得て佐渡へと配流となつた猿楽の大成者世阿弥も、その最晩年の著書『金鳥書』のなかに、京から佐渡へと流されていく途次の船路の風景の一齣として、「珠洲の岬」の名を感慨を込めて書きとどめているのである。近世にも能登を訪れた旅人の紀行文のなかには、必ずといつていいほど「此国（能登国）五十里のとまり、北の果て」¹⁰の珠洲岬の風景と伝説などが記されているのを発見することができる。

珠洲岬はこのようにその歴史を遡れば、多くの中世文芸

の世界をはじめ近世の紀行文のなかに登場するのであり、そこでは都から遙かな遠い岬、最北の境界の地として、寂寥感や郷愁を誘う岬として描かれることが多かった。しかし、この岬はまた一方で、日本海を往き交う船人の指標とする岬でもあつたことを忘れるわけにはいかない。

岬の付け根ともいふべき位置に、ひととき目立つ山がある。山伏山（鈴ヶ嶽、嶽山ともいう）と呼ばれるこの山は、猟船が漁労を行うための山当の山であり、沖行く廻船にとつては航海の安全を祈る神奈備の山として信仰されていた。現在、山頂には麓の集落の寺家にある須須神社の奥宮が祀られているが、元来は寺家の須須神社とは別社であり、この山伏山の社こそ『延喜式』神名帳に載せられる「須須神社」であるとすも存在する¹¹。いづれにしても、現須須神社も九世紀には「高倉彦神」として『三代実録』にその名をとどめているのであり、霊山山伏山と結びつきながら、日本海の海上の安全を祈る神としての性格を強めていたことが知られる¹²。

この聖なる「御崎」に手向けをしながら往き交つたであろう廻船の姿を、日本海の海上にはつきりと認めることができるようになるのは、平安末から鎌倉以降のことであるといわれる¹³。この頃の廻船人は、能登では比叡山の日吉社や、日吉社末社の越前の気比社、あるいは京の上賀茂社などに直属する神人の立場として活動していたという。海辺

第1表 能登四郡の外海船權役負担村

郡名	村数	海村	外海船權役負担村	備考
珠洲郡	112	53	14	
鳳至郡	300	49	26	内山方里方村1
羽咋郡	199	63	25	
鹿島郡	103	42	4	内山方村1
計	714	207	69	

注1) 寛文10年9月7日「能登国高物成帳」(金沢市立玉川図書館所蔵「加越能文庫」)による。

2) 備考は外海船權役負担村の内数。

寛文一〇(一六七〇)年、加賀前田家は領国の村々へ一斉に「村御印」を交付している。「村御印」とは個別村単位での年貢・諸役の書上で、村々への一斉の交付は明暦二(一六五六)年について二度目のことであった。幸いにも寛文一〇年のものは「写」ではあるが全て伝存しており、この史料を利用して、当時の能登国一円にわたる

の有力な民たちが神々の權威を背景にして、諸国自由通行權などの特權を得、日本海を舞台に活発な活動を展開していた姿が浮かび上がってくるのである。しかし、やがて時代も近世を迎えるころになると、廻船人も世俗の商人として広範な層から輩出されることになる。

加賀藩領村々の廻船の展開状況を、役負担の面からではあるが把握することが可能となる¹⁴⁾。そこで、第一表に分析結果の一端を示してみた。寛文一〇年の能登における加賀藩領の村数は七一四か村である。そのうち「外海船權役」という商い船の廻船に課せられる役を負担している村は、六九か村を数える。この数値は村総数に対する比率としては約一〇パーセントにとどまるが、外海船權役負担村のうち二か村を除けば全て海付きの村である。そこで改めて海付きの村である二〇七か村に対する比率を求めると、外海船權役負担村は約三二パーセント、つまり海村のうち三か村に一村の割合で廻船が存在していたことがわかる。また、廻船の存在する海村六七か村のうち、中世後期に廻船の姿を確認しうる村はほぼ二二か村であり¹⁵⁾、近世前期にかけておおむね三倍の増加を見ていたことも知られる。そして、ここでは例示しなかったが、この廻船の担い手が前代以来の中世名主の系譜を引く在地有力層に加えて、群小の百姓・頭振層の廻船への進出にあつたことが確かめられる。近世海運業の躍進が幕府による寛文一一年の東廻り航路の整備と、翌二二年における西廻り航路の整備によってもたらされた指摘されていることを勘案すると、能登ではそれ以前より海運業の隆盛が考えられるのであり、航路整備後においてはより一層の繁栄を迎えていたことは言を待たないであろう。

ところで、第一表で外海船權役負担村に数えられた海村のなかの一村に、専念寺の所在する寺家村も見出される。珠洲岬は中世には三崎郷、近世には三崎村とも称されたこの寺家村の領域に含まれていた。当村は珠洲岬の守護神須須神社と別当寺高勝寺の社家・寺家中を起源とする村であり、まさに村名にもその由緒が語られていると言えるだろう。その寺家村に下付された「村御印」の全文を示せば、次のようであった。

能州珠洲郡寺家村物成之事

壹ヶ村草高

一六百拾九石

内拾五石明曆貳年百姓方より上ルニ付無檢地極

免四ツ五歩

内四歩五厘明曆貳年より上ル

明曆貳年新田高

一七石

免四ツ五分

右免付之通、新京升を以可納所、夫銀定納百石ニ付百

四拾目充、口米石ニ付壹斗壹升貳合宛可出也

同村小物成之事

一貳百七拾貳匁

一貳百貳匁五分

内七匁五分 出来

一百九拾目貳分

間役

外五拾七匁八分 退転

一三拾五匁

外海船權役

出来

一六匁

釣役

出来

一七拾五匁

地国并他国入獵役

出来

本米拾六石五斗

一三石三斗

敷借利息

明曆貳年ニ令免除

右小物成之分者、十村見図之上ニ而指引於有之者、其

通可出者也

寛文十年九月七日

御印

寺家村

百姓中

寺家村は変化に富む海岸線に沿って開ける村で、家々は海際のわずかな平地にほとんど途切れることなく連続して立ち並び、いわゆる街村状の景観を見せている。家並みの背後には低いとはいえ崖状をなした丘陵が迫り、わずかに小流によって削り取られた谷地に水田が開かれている。緩やかに起伏しながら半島の奥深くへと延びていく丘陵上には適地を選んで畑が開かれているが、そのほとんどは集落近くにある。寺家村の村高六百余石はこれらの屋敷・田畑

を米高で表示したもので、そのうちの七五石は須須神社と高勝寺に属していた。

寺家村の人々の生活は、もとよりこれら高に結ばれた田畑の耕作に拠るところはあつたものの、それ以上に小物成として書き上げられた役の種類を見れば明らかかなように、目の前に開ける海に大きく依存して営まれていた。ここで、「猟船權役」とは漁業のための猟船に課けられた役で、前述のように商い船の廻船には「外海船權役」が課けられた。²⁰ 賦課基準は乗組人一人につき猟船は五匁、外海船は七匁と決められていた。また、「間役」とは入港料に相当するもので、一人乗りより七人乗りの船までは一人につき六分、八人乗り以上の船の場合は一匁という賦課基準であつた。「釣役」「地国并他国入猟役」については賦課基準はわからないが、前者は釣り漁に、後者は寺家村の地先の海での他村人・他国人による漁業活動に課された役と考えられる。一方、「山役」は山の用益に課せられる役であるが、とりわけ塩木の供給源として活発な利用が行われたたである。[村御印]には表現されないが、加賀藩による塩専売制が実施されていた当時、年貢米として徴収された米は塩手米として地払いされ、実際には塩が領主の蔵へと納められていた。寺家村の海岸線の各所にも塩浜が造成され、盛んに塩作りが行われていたことは言うまでもない。なお、「出来」「退転」とは、明暦二年との比較で新たに増加した

ものを出来、減少したものを退転と表現している。

この寺家村には、戦国期から活動していた廻船人として、四郎右衛門という人物が知られている。天正四（一五七六）年、越後の上杉謙信が能登に侵攻し能登守護畠山家が滅亡するが、その能登計略の過程で次のような朱印状が四郎右衛門に与えられている。²¹

向後海上之御用可相達之由、因茲能州正院出湊之船壹艘、御分國中諸役被成 御免許者也、仍執達如件

天正六

尾張守（花押）

八月廿二日

三河守（花押）

（上杉景勝朱印）

下野守（花押）

能州塩津

四郎右衛門尉

四郎右衛門に対して、上杉氏の海上での御用を務めるという条件で、正院出湊に係留される船一艘分の諸役を、上杉分国内では免除するという沙汰を記したものである。四郎右衛門は、いわゆる「能登の七刀櫓」²²と称される家の一軒で、現在寺家の葭が浦で「ランプの宿」を営む刀櫓家であるが、同家は明治期に至るまで同じ寺家の塩津に居住していた。この史料では刀櫓家の船に係留されていたところは正院出湊であつたとされるが、塩津も後述のように近世には「塩津湊」の所在したところで、その湊としての歴史

は近世よりもかなり以前に遡ることが考えられる。

一二世紀の後半、能登半島の先端部を占める珠洲郡で、のちに「珠洲焼」と命名される焼物の窯に初めて火が点されたことが知られている。²³以後、一六世紀前半までこの窯の火は消えることがなかったが、現在珠洲焼の窯跡として確認されている四支群二〇基のなかに、三崎支群の寺家黒畑窯跡がある。採集された甕・壺・播鉢の破片から、鎌倉から南北朝期にかけて焼かれたものとされ、この間稼働していた窯と考えられている。かつては「退化した須恵器」とまで称され、非常に評価の低かった珠洲焼であるが、現在では中世考古学の成果により評価は一変し中世古窯を代表する焼物の一つに数えられている。²⁴その最大の理由は、商圏の広域性である。珠洲焼の流通した範囲は、能登一円はもとより加賀・越中・越後の北陸地域をはじめとして、東北の日本海側、さらに蝦夷地にまで及んでいる。よく知られている事例としては、北海道函館市の志苔館跡近くの地中から発掘された古銭約四〇万枚の収納容器に使われていた甕が、越前焼といま一つが珠洲焼の大甕であったことである。これらの焼物が船によつて運ばれたことは、海上がりの珠洲焼が多く存在することからも明瞭なことである。寺家黒畑窯の経営には須須神社や高勝寺、あるいは在地の有力者のみならず、一般の百姓の関与も考えられているが、その積出湊としては近世の塩津湊、現在の寺家漁港

が最も蓋然性が高いといえるのである。

珠洲岬は能登半島の最先端部を総称する名称で、そこにはいくつもの岬が海に突き出している。近世には珠洲岬が三崎村に含まれることから、珠洲岬を形作る岬を金剛崎・宿崎・遭（相）崎の三つの岬に求めたり、さらには海上から見ると越後の崎・佐渡の崎・能登の崎が鼎の足のように見えることから、珠洲岬を三崎とも称するのであるという説が唱えられたりしている。²⁵いずれにしても、塩津湊はその岬のうちの一つである遭崎の南側の付け根に当たるところにあり、湾入する地形は自ずから湊としての条件を備えていたといえる。また元来、津浦の管理を領主より委ねられた役職の「刀禰職」に由来する名字を名乗る家が塩津に存在することも、当所が古くから湊としての機能を果たしていたことを充分に予測させるだろう。そして、この塩津湊には、廻船とゆかりの深い伝承を持ち伝える寺院の存在も知られているのである。それがここで紹介しようとする史料を伝存してきた、真宗大谷派の満潮山専念寺である。

明治一一（一八七八）年、当時の住職であった畠山義通は、専念寺の由緒を次のように記している。²⁶

開基 義全、畠山右衛門尉義就、生国不詳

創立 文明三年、月日不詳

縁起 開基義全ハ、初メ真言宗ノ末学ニテ高崑ト号ス河口満潮院ノ住僧タリ。文明三年本願寺第八世蓮

如法主ニ帰依シ、改宗シテ法名ヲ義全ト改ム。後チ
寺号ヲ專念寺ト改ム

本尊 阿弥陀仏 立像 聖徳太子作 丈二尺五寸

什宝物 仏像類、宗祖大師真影一幅・聖徳太子画像一

幅・七高僧画像一幅・顕如法主画像一幅・阿弥陀仏

画像一幅・祖師画伝四幅

檀家 六十四戸

專念寺は初め真言宗であつたが、文明三(一四七一)年に改宗して真宗となつたと伝える寺である。現在、畠山義邦氏が住職を務められており、開基義全から数えると二代目に当たる。

先の刀禰家も門徒の一軒であるこの專念寺に伝わつてきた廻船ゆかりの伝承とは、同寺境内にある井戸にまつわるものである。汲めども尽きることなく、どのような渇水のときでも一度も涸れたことのない專念寺の井戸は、かつては諸国廻船の命の水、飲料水に使われた井戸であつたという伝承である。現在もこの井戸は境内にあるが、專念寺でも使用しておらず、これが今日に至るまでかすかに一つの伝承を持ち伝えてきた井戸であるとは、おそらく誰の目にも映じないのではないだろうか。

ところで、民間伝承の裏を取るという作業は果たして邪道なことなのかも知れないが、珠洲岬をめぐる歴史を繕っている過程で、專念寺の井戸にまつわる伝承は充分に実証

的裏付けの取れるものではないか、そんな思いに昨年の春ころからとらわれるようになった。そして、その年の初秋專念寺を訪問、そこで次節で述べるような経緯を経て見出した史料のなかに、まさしく伝承を裏付ける文書と遭遇することとなった。それは「船手勸録」と称されるもので、ほかにも廻船にかかわる貴重な史料が專念寺には持ち伝えられていることが確認された。ここで紹介を試みたい史料とは、これら專念寺に伝わつた廻船関係史料にほかならない。

二 三崎浦の澗普請と諸国廻船

史料発見の経緯

史料の紹介を行う前に、簡単に史料発見の経緯について触れておきたい。

寺家の專念寺に伝わる伝承については、早くから知っていた。しかし、伝承の裏を取ってみたいと思うようになったのは昨年の春のことで、このまったくの思い付きを現実のものとしてくれたのは、私事にわたることになるが父泉昇から教えられた一本の論稿であつた。それは浅田量治氏の書かれた「珠洲と越後・佐渡の四方山話」と題される論稿で、珠洲郷土史研究会の機関誌『すずろものがたり』第四七号に掲載されたものである。発刊された一九八二年

は、石川県珠洲市飯田港と新潟県糸魚川市姫川港との間にカーフェリーが就航した年で、同誌でもその特集号が組まれている。浅田氏の論稿もこの特集に応じたもので、内容はタイトル通り珠洲と越後・佐渡との間の浅からぬ関係を物語る興味深い話題を集められたものである。そして、その話題のなかの一つに専念寺の井戸が取り上げられ、しかも同寺に井戸水を汲み上げた諸国廻船の動静を記す先の「船手勸録」という史料が存在することも明らかにされていたのである。

浅田量治氏の論稿に触れてから、「船手勸録」を拝見する目的で初めて専念寺を訪れたのは、昨年の九月一日のことである。一三日から始まる跡見生との調査の事前準備と、日本常民文化研究所の能登調査のために数日早く能登入りしていた一日の夕方を利用しての訪問であった。しかしこの日、「船手勸録」に出会うことはできなかった。専念寺では住職の畠山義邦氏が対応されたが、「船手勸録」の存在については全く知らないとのご返事であった。浅田氏がかつて専念寺を訪問されたときは先代の住職畠山義春氏の時代で、先頃亡くなられたとき遺品や書斎の整理を行ったが、「船手勸録」など古文書らしきものは見かけなかったというお話であった。浅田氏もすでに亡くなられており、そのときは今後における史料探索の困難を思いやりながらも、史料というものは意外に思いも寄らない場所に保

管されていたりすることとを告げ、さらなる探索をお願いし専念寺を辞した。ところが、その夜も更けたころ、義邦氏より突然電話があり、「船手勸録」らしきものが見つかったという連絡をいただいた。夜も遅いので、はやる心を抑え翌日の調査を約束し、その日は胸の動悸の高鳴りを感じながら眠りについた。

「船手勸録」は、まさに意外な場所に保管されていた。義邦氏が思いつかれたのは、庫裏の一面に設けられた装束棚の上に、以前より何気なく置かれていた一つの風呂敷包みである。もとより場所柄からも衣類であるだろうと思われていたのであるが、念のためにと確かめられたところ、それは一塊りの古文書であった。そして、そのなかに「船手勸録」も含まれていたのである。

珠洲市では一九七四年から八〇年にかけて市史編纂の事業が行われ、市内外の史料調査が実施された。そのとき採訪された史料は『珠洲市古文書目録』として一九八二年に刊行されているが、そのなかに「船手勸録」を含む「専念寺文書」一二通も掲載されている。おそらく市史編纂委員の一人であった浅田量治氏は、編纂事業の仕事の一端として専念寺を訪れ、「船手勸録」の存在を知ったのではないだろうか。それはともあれ、残念なことに、市史本編には「船手勸録」は収録されなかった。以後、坂下喜久次氏が一九八八年に著された『三崎の歴史』³¹のなかで「船手勸

録」の存在に言及されたものの、史料そのものの所在については畠山義春氏の死去によって不明の状態に置かれることとなったのである。

今回、畠山義邦氏の歴史史料に対する深い理解と熱意によって「幻の史料」となることを免れた史料は、計三三通に及ぶ。詳細な目録は今後の作業に委ねられるが、史料はおおむね寺院・宗教関係と地方関係の群に分けられ、地方関係はさらに廻船関係と地論関係に大別される。これらの史料はいずれもかけがえのないものであり、本格的な分析によって今後豊かな歴史を紡ぎだしてくれるであろうが、以下では当面「船手勸録」など廻船関係に限って若干の紹介を行ってみたい。

三崎浦の潤普請

「専念寺文書」のなかには、「船手勸録」のほかにも廻船にかかわる注目すべき史料が伝わっている。「三崎浦潤普請」に関する二点の史料である。一点は、文政二（一八一九）年九月「能州三崎浦潤普請方願書、并普請入用方帳面壹冊、右潤所絵図杓枚相添ル」と題される縦帳で、いま一点は、文政四年七月「能州三崎浦潤普請願書」と題される同じ縦帳である。この二点の史料も「船手勸録」同様、伝存は浅田氏によって確認されていたが、これまで一度も本格的に紹介されることなく所在が不明となっていたもので

ある。ここではまず、この三崎浦の潤普請の史料から取り上げ紹介することにした⁽²⁾。なお、ここで三崎浦とは寺家村のことで、海にかかわる事柄のときには三崎浦と称されることが多かった。また、潤とは日本海海域という船の碇泊できる場所のことである。

さて、三崎浦の塩津湊であるが、潤としては決してよい条件下にはなかったという。文政二年、当時の専念寺住職順諦は、塩津の潤について次のように語っている。

三崎浦拙寺前潤所之義者、御用船者勿論、暨諸国之売船入津仕船懸居申候得共、潤之出崎巖石甚低漸二尺計

二而、大荒之節ハ高波打越、大船掛り居申事難相成故、

無挽沖合ニ繫居申候、元来三崎浦ハ風之手吹分ケ之海

上二而、日本国中登リ下リ之船々、上ミハ大坂・下

関・中国筋、下モハ南部・津軽・新潟・佐渡等江楓申

要用之湊ニ御座候故、押而潤懸リ仕、或沖合ニ船掛り

仕居申候得共、前段申上候通、潤所低御座候而、当時

式百石位之船而已潤入仕候、是も大波之節者船困不為

致、是迄度々難舟仕、殊ニ寄溺死人も多出来仕候

順諦によれば、三崎浦の地先の海は半島の最先端部に当たるため、潮の流れや風の向きが変わりやすく、日本国中の船が潮待ちや風待ち、あるいは日和り待ちのために碇泊することの非常に多い場所であった。三崎浦の塩津湊は、まさに日本海海域における「要用之湊」であった。しか

し、おそらく澗としては水深が浅かったためか、二百石積位の船しか澗の内に入ることができなかった。そのため大船は三崎浦の沖合に碇泊していた。また、澗の出入口には岩があり一応防波の役目はしていたものの、大波のときには岩を越えて波が押し寄せ、かえって危険でさえあったというのである。さらに三崎浦の沖合にも姫嶋・神島・鬼嶋などの岩礁があり、その続きには沈み瀬も存在し、「日本国中之通船、是非三崎浦ヲ不経してハ不相成場所」であったにもかかわらず、航行する船にとっては難所中の難所であった。この危険を知らせるためにも、山伏山では遙か昔から烽が焚かれていたと伝えられている。³³ ちなみに、珠洲という地名は烽の古訓の「ススミ」に由来し、山伏山北麓の集落の狼煙はその遺称地と言われている。

実際近世には、おそらく元禄期以降、山伏山中腹に築かれた「燈明堂」で日本海を船が航行する期間、毎夜加賀藩の費用により火が焚かれ続けていた。さらに宝暦六（一七五六）年には、狼煙村七郎左衛門によって、珠洲岬を形作る一つの岬である金剛崎にも「焼火常燈」の建設願いが出されている。³⁴

珠洲郡三崎狼煙村・寺家村之儀、佐州より之渡詰問所
二而御座候故、諸廻船御助として狼煙村領山伏山三常
燈御建置被遊候、然所寺家村領姫嶋・神嶋・鬼嶋之問
町間長サ六町程御座候而、磯より姫嶋迄ハ式拾町余も

御座候故、諸廻船姫嶋磯之方渡海仕候所、右御常燈山
ヲかふり相見不申候故、右三つ嶋之沈くり馳当、度々
破損舟多、或ハ荷物等打捨、諸廻船以之及難儀申候、

元来三崎と申所、双方より風之吹合ニ御座候故、大出
シ風罷成吹落され申儀ニ御座候故、右姫嶋沖馳申事難
叶、姫嶋磯之方渡海仕儀ニ御座候、依之金剛崎ニ薪常
燈為御建被下候者、右三つ嶋之岩石等も慥ニ相見、諸

廻船渡海之助ニ相成、荒之時分も多分凌可申と奉存候
これは七郎左衛門が藩に提出した願書の冒頭部分であ
る。三崎浦地先の海上が、いかに難所であったかがよく記
されているといえるだろう。山伏山の「常燈」も廻船がよ
く利用する姫嶋の磯側のコースでは、山をかぶり火が見え
ないというのである。そこで、この難点を解消するには、
金剛崎に「常燈」を作るのが最もよいという提案である。
しかし、この願いは聞き届けられなかった。岬が違うとは
いえ、「常燈」建設の願いが叶うのは、後述のようにそれ
から七七年後の天保四（一八三三）年のことであった。

実際、珠洲岬一带では多くの難船事故が起こっている。
例えば、文政四（一八二二）年の専念寺の願書には、次の
ような事故が記されている。

三崎浦之儀ハ風吹分之海上故、日和、風ヲ見合滞船仕
候内、荒等ニ出合破舟仕、船具等流失、人命迄も取失
ヒ申義者折々御座候、既二六ヶ年已前、七人乗之船、

於三崎浦難風ニ出合、姫嶋ニ被打寄破舟仕、荷物等不及申、舟等も微塵ニ碎、其節舟乗共助舟ヲ呼び候故、瀨岸之者共手船式三艘仕立出候へ共、類ニ波風高相成、不及是非眼前ニ見殺候、誠以言語絶たる為躰、申も愚か、依之何レ之船敷ハ相分り不申候へ共、余り哀成義ニ付、於拙寺読経仕候、其後親類之者尋來、承候得ハ、御領国本吉名正屋三石衛門と申者之由、父子水主都合七人共水死仕候

六年以前とは、文化一二(一八一五)年に当たる。乗組人七人全員水死といふこの悲惨な難船事故は、まさに姫嶋に船が乗り上げたことによつてもたらされたものであつた。専念寺は「船手有縁の道場」として、このような事故による水死者の発生や、また船中で乗組人が病死などした場合、葬送を執行し墓を築きその霊を慰めた。

塩津湊の潤の改修、そして珠洲岬への常燈の建設は、三崎浦に暮らす人々にとつても諸國の廻船人にとつても、悲願ともいふべき事業であつたのではないだろうか。

文政元年の冬、加賀藩では「御国産物并御役立等之義、心付候品も有之候ハ、町在寺庵不限願出可申旨」の触を公布した。当時の専念寺住職順諦は、この機を捉えて三崎浦の人々とも衆議し、翌年早速「三崎浦潤普請」を藩に願ひ出た。塩津湊の潤は、前述のように必ずしも良港といえるものではなかつた。しかし、順諦によれば、普請次第で

「最上之潤」へと変へることが可能であるといふ。その普請法は、「右潤所、左右巖石二根組岩御座候間、此岩之上江高サ壹丈計、幅七八間計、長左右式百間、岩石を以丈夫二積揚、其上江松木等植置候ハ、如何程之暴風、高波たり共、損申義無之」といふもので、その上「三崎浦之磯辺ハ、都而岩石等二而、大小之捨石夥敷御座候間、潤普請仕候二者甚勝手宜、左迄之人力無費急度丈夫ニ出来可仕候」との考へであつた。

潤普請が完成すれば、難船が防げ尊き人命を救ふことができ、また三崎浦の負担の減少が計れる。ことはもとより、「永久之御国益」になるといふ。加賀藩では船の入津に当たつては潤役を徴収していたが、順諦の見積りによれば潤普請の成つた塩津湊の場合、「先大数年中船入津高四千艘計、壹艘分式人乗より拾五人乗と図り、平均仕壹艘分五人乗として、四千艘ニ而者式万人、老人より五分充取立申候得者、年中拾貫目上り申候、尤此銀大形他國之金銀二而、莫大之御国益、万代不朽、國民之賑無申計」と目論んでいた。そして、「三崎浦繁昌之地」となれば、「輕者共心易渡世」の場が与えられ、「金錢も一流融通」し、「商人も追々出世」し、藩の「御用ニも相立」ことになるのである。さらには、異國船の列島近海への接近が幕藩権力を脅かしていた当時、塩津湊の潤は「非常御用船」の「御要害」にもなると進言しているのである。

順諦が提案した潤普請入用金調達のための「村一流之仕方」は四案あった。

第一案は、藩で「何御かね成共百貫目潤普請為御入用、何連江成とも被為御貸付置、右二当ル御利足御取立、毎歳兩度二村方江御渡御座候ハ、潤普請出来為仕可申候」というものであった。この方法だと、年限は一〇か年を要するとしている。

第二案は、藩より三か年に渡つて銀三六貫目の下付を請うものである。初年は普請道具購入などで過分に費用が掛かるので二〇貫目、二年目、三年目は八貫目宛で、計三六貫目となる。四年目からは、三年目より取り立てる潤役銀を普請の入用に当てる。そして、三六貫目の下付銀については、「普請出来之上より、無利足式拾ヶ年賦を以、潤役銀之内より上納被仰付」たいとしている。

第三案は、米の拝借を藩庫に請うものである。年限は一〇か年に渡り、初年は入用が嵩むので五〇〇石、後の九か年は毎年二〇〇石宛で、計二千三〇〇石に及ぶ拝借米の要請である。返済法は、「普請二取掛り、三ヶ年目より潤役銀御取立、村方へ被下置候ハ、夫を以右御米三拾ヶ年賦二上納被為仰付被下候様」にと願っている。

最後の第四案は、「潤普請取扱寄進打入銀」というもので、一種の頼母子方式である。この場合、資金源は藩ではなく「御領国暨諸国船手之者共」である。その方式は、ま

ず廻船人より潤普請の賛同者五千人を募り、一人につき掛銀七匁二分宛の出資をせしめらう。合計銀高三六貫目のうち三〇貫目は参会者の取扱銀とし、残り六貫目は、一貫目を藩への冥加銀、五貫目を普請入用銀として寄進してもらうという方式である。このような会合を年四回、五年間続ける。かくて、「為致寄進候銀高百式拾貫目と相成申候、此内式拾貫目御冥加銀、百貫目者普請入用ニ相成」ることになる。このやり方だと、五年間で潤普請は完成し、六年目より潤役銀も上納することが可能となるというのである。

順諦は文政二年春に願書を藩へと上げた。しかし、願いは聞き届けられなかった。そこで再度、同年の九月に再願書を上げたが、これも藩の聞き届けることとはならなかった。三崎浦の人々のみならず諸国廻船人の悲願にも近い潤普請であるため、順諦はあきらめることなく文政四年に至る間、藩との応答を何度も行い、同年七月に再々願書を藩へと提出している。

「能州三崎浦潤普請之儀、是迄段々仕法を以、数度奉願候得共、御指支共御座候由二而、御聞届無御座、当惑仕罷在申候」という書き出しで始まるこの願書では、第五案に当たる仕法と、潤普請を願う廻船人の存在の強調、および焼火の建設が主唱されている。仕法の第五案は文政三年五月に案出されたもので、**「新面仕法」**と呼ばれてい

る。願ひ出た理由は、「御当節莫大之銀子拝借仕候義奉恐入」ためであり、普請に掛かる人夫賃を減額するためであった。新面とは新たな面出し、つまり村のなかに新しい家を取り立てることである。「都而能州筋二而者、過分金銀等村方江償出不申而ハ、新面出候義者不得仕、別而輕困窮之者共二三男所持仕候共、右様之次第二而一生厄介二相成、老人之働不得致者共儘多御座候」という事情があった。そこで、「か様之者共新面出人被仰渡候ハ、誠以難有かり、罷出、普請方も人情相動可申と奉存候」という。村の二、三男を家持ちに取り立て、彼らの労働力を潤普請に投下しようとするものである。

一方、前田領国および諸国廻船人の潤普請に対する動靜については、なかには普請を好まない者も存在するのではないかという藩の疑念をはらすべく、具体的な行動に出ている。例えば、文政四年の四月一六日には、前田領国のうち「船持第一之場所」と称される加賀の大野と粟ヶ崎へと出掛け、有力な船持たちから直接潤普請に関する意見を聴取している。彼らの意見は、「三崎浦二潤普請、焼火等も被仰付候得ハ、大船小船共、於船手不相好と申義者聊無御座」というもので、潤普請とともに焼火も願うものであった。また一方、六月の下旬には「下り風」のため三崎浦で風待ちをしていた「大小之船々四百艘計」の船頭たちの代表が、潤普請と焼火に賛意をあらわす署名を自主的に行つ

ていたことも知られる。その「船手船頭等惣代名前」を記しておこう。

加賀宮腰錢屋船頭与兵衛

加賀宮腰安宅屋船頭こま次郎

加賀粟ヶ崎崎屋船頭権三郎

加賀大野浦忠助

能登羽咋孫六

能登宇出津喜三郎

越中高岡手崎屋船頭権六

越中氷見南屋船頭久次郎

越中生地藤左衛門

他国船頭惣代越後糸魚川福岡屋甚右衛門

加賀・能登・越中は加賀藩領であるから、この三か国の廻船人は前田領国の者たちで、一方越後糸魚川の福岡屋甚右衛門は前田領国以外の他国船頭を代表しての署名であった。なお、廻船人の間から持ち上がった焼火については、「焼火私相懸候共、何レ之船も迷惑仕候義者聊無御座」とし、「焚火料之義ハ、多分他国舟より差出候義、是又少分たり共、御国益と奉存候」と述べている。

順議は文政四年の年は、潤普請の嘆願のために二月に金沢城下へ出府し、七月までずっと逗留を続けていた。それはまさに不退転の決意であった。七月に上呈された願書の最後の部分を引用しておこう。

此儘二帰寺仕候而者、村一流江如何会得為仕様も無御座、年々雑用等積立候へハ過分ニ相成、於拙寺ハ絶体絶命之場所、面目ヲ取失ヒ、誠ニ無謂方十方ニ暮、惑乱仕罷在申候、返々奉恐人候へ共、右等之趣御憐察被成下、何之仕法ニ而も御慈悲を以、御聞届被成下候様、乍恐奉願上候

順諦がその半生を賭けて取り組もうとした一大事業、そして「他国浦々迄も相響」いた三崎浦の潤普請は、しかし願いも虚しく加賀藩の聞届けるどころとはならなかった。この七月以後、「専念寺文書」のなかに潤普請にかかわる史料を見出すことはできない。順諦の無念のほどが偲ばれるばかりである。

果たして加賀藩は、なぜ三崎浦の潤普請を聞届けなかったのであろうか。おそらく、そこには普請金の調達をめぐって、大きな問題が存在したものとと思われる。というのも、三崎浦の潤普請自体は規模は縮小されたとはいえ、その後須須神社の大宮司猿女友能によって継承され天保四(一八三三)年に実現を見ているからである。友能の行った普請の内容については、「能登国鈴三崎絵図」と絵図に添えられた詞書によって知ることができる。掲載した絵図は、木版刷にして諸国廻船に配布されたものである。そこには塩津湊や、本潤と呼ばれた三崎浦の地先の海上で帆を下ろし船体を休めている船や、風に帆をいっぱいにはらま

せ三崎浦へと向かつてくる船、はるか沖を疾走していく船など多くの廻船が見られ、かつて日本海が賑わっていた様子が鮮やかに描かれている。そして絵図の右肩には、次のような言葉が添えられている。

能登国鈴ノ三崎ハ北国ノ果ニテ、図ノ如ク姫島続キノ沈ミ瀬ニ船ヲ当テ、諸廻船難破多ク、且人命ヲ失フ事少カラズ、是諸人ノ普ク知ル所ナリ、然ルニ相崎ヨリ姫島迄凡三百間ハ海底七八尋余モアリテ、大船ノ通路サワリナク弁理ナリトイヘトモ、闇夜ニワ方角分リガタシ、依テ諸人ノ寄附ヲ以、相崎岩ノ上ニ常夜燈明ヲタキ、三崎 両宮へ献シ奉リ、闇夜諸廻船ノ目当ニモシ、且鳥井前ニ石燈籠常夜燈ヲ捧ケテ、本潤懸リ船ノ目当ニシ、沈ミ瀬へハ竹策ノ瀬印ヲ建、海難ノ助トモナラント、此図ヲ大小ノ諸廻船ニ流布シテ、海底ノ淺深通路ノ弁理ヲ令知者也

天保四巳年三月吉日

猿女友能識

友能は夜に航行する廻船の安全を確保するため、相崎(遭崎)の先端の天ヶ端に燈明堂を建て、須須神社の鳥居前には石燈籠を築き本潤懸りの船の目当てとし、また沈み瀬には潯標として竹の束を建て、これを絵図にして諸国の廻船に配布したのである。そして、その資金は「諸人ノ寄附ヲ以」てと記されるように、加賀藩から下付されたもの

ではなかった。友能は西廻り廻船によつて莫大な富を得ている大坂や兵庫などの商人に目を付け、直接当地へと向うき寄附を募り、加賀藩より資金援助を全く仰ぐことなく普請を成し遂げたのである。三崎浦の潤普請をめぐつては、日本一の大藩加賀藩も非力さのみを露呈していると言わざるを得ない。

専念寺住職畠山順諦といい、須須神社大宮司猿女友能といい、ともに神仏の世界にかかわる者たちである。中世前期においては、寺院や神社、橋や湊などが勧進という行為によつて造られたというが、その残映が近世の終わりの頃までにも及んでいたのであろうか。それはともあれ、能登半島の最先端の小さな一つの集落が、潤の普請をめぐつて藩領国というような範域を遙かに越えた、列島史的広がりをもつ歩みを秘めていたことだけは確かなことであろう。

「船手勸録」と諸国廻船

専念寺の井戸は、果たしていつから日本海を往き来する廻船の飲料水として利用されてきたのであろうか。寺の創立のころならば文明年間（一四六九〜八七）であるが、塩津湊とともにあるならば、それよりも遙か昔に遡ることになる。ここでは一旦、そうした推測を離れて、「幻の史料」となることを免れた「船手勸録」の具体的な紹介を通じて、さらに三崎浦という小さな集落に秘められた歴史の掘

り起こしを進めることにしよう³⁹。

「船手勸録」は普通サイズよりやや大きめの縦帳で、藍色の表紙・裏表紙が付けられている。表紙の右側上方に書名に当たる文字が記されており、そこに「船手勸録」と記されていることからこれが通名として用いられている。

「船手勸録」の成立事情は、同書のなかに記されている次の文言から知ることができるだろう。

抑吾寺ハ往昔より船手有縁の道場にて、仏事墓參の蹤茂し、是土地は小湊際にして、然も船問屋両家共二当山の門家なり、加之古今不変の冷水あり、百日の早すといへとも、更に水乾事なし、在所船手此水によりて用を達すといへ共慥哉、水底残して大船二艘も汲揚るにおへてハ水渴り、漸時を待合する時は、又水澄てもとの如し、然とも翼ハ、井戸囲二大イならしめんと欲するか故、難題を申出ものなり、宜助成所仰二候と云爾

天保十二庚丑年

三崎畠山苗裔法海院

御直參専念寺

役者

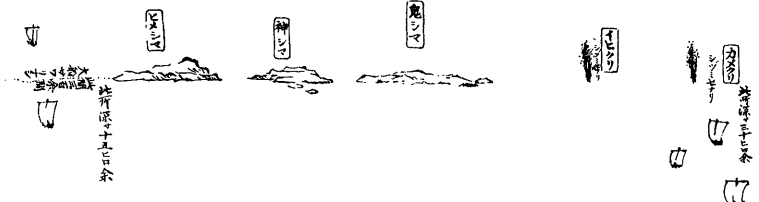
諸国諸所

諸船手中

専念寺は「船手有縁の道場」として、難船によつて亡くなった人々の葬儀を執り行い、墓地も設けられている寺で

能登國鈴三崎繪圖

能登國分三崎は門ノ黒三門
 如く城島にありて先づ船に寄つて
 廻船難破多し且人命又少
 カラスを諸人等知て寄つ然ル
 ニ相傳へ候鳥居元三門海底
 七八尺ありて大船通船ワリ
 ナリ相傳へト下ノ船後ニ方
 角ナリ。旅客候人其財以
 相寄若上寄候空用テ三
 所 西宮家ノ奉り相傳候廻
 船ノ目書ニシ置居申有石燈
 籠帯夜燈ノ掛テ水調懸テ松
 ノ目書シ沈漬ヘ竹葉相印
 ニ定海難地トモナリ上船又
 小ノ諸地松と流布レテ海底後深
 遠深ナリ理テ令知者也
 天保四年三月廿日
 旅女若丸能儀



ある。また、三崎浦の船問屋両家も同寺の門徒である。一軒は先述の刀禰家に当たる。さらに、境内より「古今不変の冷水」が湧きだしており、在所のみならず諸国の船手たちもこの冷水によつて船に必要な水をまかなっている。そこで「難題」であるだろうが、「井戸囲」のための「助成」を仰ぎたいというのである。つまり、「船手勸録」はこの助成に応じた諸国廻船の記録簿として作成されたのである。助成の方法については、「船中着座法」と題される箇所に記されている。

親船ノ前舟へ押寄、先声を懸、少読経、模様次第、双方ノ勝手ニ相隨、先仏舟礼拝、次船頭へ一礼して、此帳札を読み、次船主へ相渡、存分記帳直筆を乞へし、事相調へ候上、船中祥月命日読経相頼候ハ、随分施主ニ可相順、次又一礼を述て退船、尚着帳の時、国所、船名、石高等、尤水主人教迄、委細可為記帳者也

先に、中世前期においては湊などの普請が勧進によつて行われたと指摘したが、ここでの助成の方法は勧進に相違ないのではないだろうか。海上に潤懸りしている船に僧侶自らが出掛け、読経をし、船魂へ礼拝のうえ助成を乞うているのである。その際、いかに専念寺が「船手有縁」の寺であるかの由縁を述べ、「船手勸録」を示し、船主直筆による助成の記帳を求めている。また、助成に当たっては一定の基準を定めており、それは「附言」に記されている。



注) 猿女貞信氏所蔵。

第2図 能登国鈴三崎絵図

一平均式人乗一百銅位として、千艘講と称し、老貫目
 二相満候迄、数辺合力相頼事、仮令十人乗ならハ、
 五百文一時二申受候へハ、此儀二付重而無心中間布、
 奉加相止メ、井戸成就仕、水何時二而も無差障為汲
 可申、彼是申立、式三年を経ルといへとも、当り分
 程助力無之舟へハ、水曾而汲ませ不申、兼而申入置
 へきもの也、老人五十文当りに差出し、人数割相済
 候上ハ、何船何百文奉加相済ムト名札立置可申也
 一五百目ハ井戸普請、五百目ハ雑用之事、様子ニより
 別井戸建立
 一毎年六月朔日八過、船手懇志冥加供養会として読経
 在之候間、其節各賑々布仏參可有之事
 能都珠洲三崎浦小湊
 塩津
 御坊
 役人
 ここでは「助成」は「奉加」と表現され、船の乗組人一
 人当たり錢五〇文の奉加を求めていたことが知られる。目
 標額は銀一貫目で、満額成就に当たっては既設の井戸普請
 のほか、場合によっては新井戸の掘削を行う予定であるこ
 とも記されている。
 勸進が開始されたのは、天保一二（一八四一）年の六月
 六日からである。当日の「船手勸録」の記述を示すと、次

のようである。

覚

丑六月六日 狼煙沖より

一 壹升 越後今町小林

一 貳百銅 加州湊永幸丸

一 壹升 越後

一 百銅ト壹升 加州本吉

一 貳升 佐渡

一 壹升ト百文 本吉

一 壹升 加州宮腰

一 七合計り 同

一 壹升 同

一 五合 不足 同

一 五十文 同

一 壹升 同

一時計ノ蓋故相返ス 同

今ノ喜平能知ル処也

一 三合余 同

一 拾文 同

一 十五錢 卯入

一 五文 宮腰

一 四合計 同

一同 同

惠徳丸

船頭吉助

惠宝丸

河原屋大慶丸

長栄丸

小又屋永吉丸

崎浦屋辰太郎讚州丸

栄寿丸

輪嶋屋神力丸

北村屋仁兵衛船

湊屋両船より

菓子屋長右衛門

赤土屋長左衛門

為後記置

粟ヶ崎屋

貞栄丸

久左

小舟

平木屋逞一丸

錢屋喜太郎宝逞丸百六十石

一 三合 同 錢屋

一同 越後新川渡辺源右衛門 貞宝丸

一 五合余 大野湊屋 栄寿丸

是より小澗入

一 拾錢 大野舟

一 五文 氷見小嶋屋

一 五合 七尾舟

一 五錢 同

一同 同

メ式十七 壹斗三升ト五百五文

天保一二年六月六日の勸進は、狼煙沖から始められ、三

崎浦の本澗、塩津湊の小澗へとめぐってきたようである。

この日、狼煙と三崎には二七艘の船が潤懸りをしていた。

一艘を除く全ての船が寄進をしているが、寄進物は錢と米

が相半ばしている。宮腰の赤土屋長左衛門だけは、米錢で

はなく「時計ノ蓋」を差し出したので返却したと記してい

る。なかには寄進を拒否する船もあり、翌天保一三年二月

二一日の勸進の時には、「神風丸、越中稲塚屋甚六舟、船

頭曰、不及上ルニ云云、依之水不可施」という記述が見え

る。一方、この年の三月五日の勸進の時には、長徳丸とい

う船は「何も訳不言先ニクレル、依次又改而可云」という

ようなケースもあった。

第2表 専念寺の勸進年月日と船数

年月日	船数	年月日	船数
天保12.6.6	28	嘉永3.6.22	6
〃 12.6.21	40	〃 4.5.18	4
〃 13.2.21	23	〃 4.5.19	3
〃 13.3.5	35	〃 4.7.16	1
〃 14.3.24	25	〃 4.7.17	3
〃 14.8.2	25	〃 4.7.29	8
弘化1.3.18	36	〃 5.3.6	15
〃 1.3.24	38	〃 5.4.9	34
〃 1.6.?	7	〃 5.5.16	5
〃 2.4.10	24	〃 5.6.1	17
〃 3.閏5.3	14	〃 6.4.19	7
〃 3.閏5.22	11	〃 6.5.3	7
〃 4.2.29	9	〃 6.5.28	7
〃 4.3.1	22	〃 6.6.4	5
〃 4.3.28	22	安政2.3.16	24
〃 4.4.25~26	21	〃 2.3.29	20
嘉永1.3.17	16	〃 2.4.28	7
〃 1.5.10	1	〃 2.6.11	6
〃 1.7.2	10	〃 3.3.25	18
〃 2.閏4.19	12	〃 3.4.10	9
〃 3.6.6.	21	合計	646

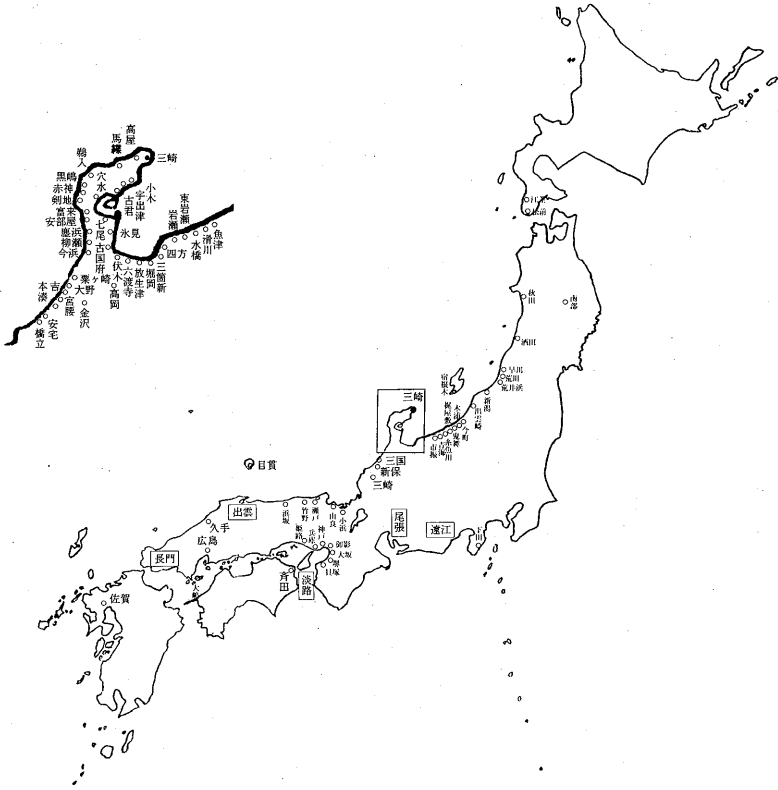
注1) 天保12年「船手勸録」(専念寺所蔵)による。

2) 小澗入りの船は計上されていないことが多い。

ない。実施月は二月から八月にかけてで、もとより日本海を廻船が往來している時期に当たる。船の艘数は一艘のときもあれば、四〇艘を数えるときもある。ただし、小澗入りの船は通常は勸進の対象としていないので、艘数に入っていない場合が多い。したがって、勸進対象となった船のほとんどは中規模以上の船と考えてよいだろう。一五年間にわたり延四二日、船は六四六艘を数えた勸進は、千艘には及ばなかったものの、おそらく安

天保一二年については不明であるが、一三年の場合勸進は、順諦の弟鳳城を勸主とし、船主は刀禰で船頭は平助、水主は高屋の沢丸・かじの安五郎・与八の要蔵がつとめていたことがわかる。勸進の時の布陣は大体これくらいの人数で、人員には時々変化が見られた。

天保一二年六月六日に始められた勸進は、以後安政三(一八五六)年の四月一〇日まで続けられている。この間に勸進が行われた年と月日、および船の艘数を表示すれば、第二表のようになる。勸進は年に一回から五回行われ、安政元年については行われていないが、理由は分からない。実施月は二月から



注)「船手勧録」に記載される村町名を地図上に示した。ただし、国名しか判明しないものについては、当該国名を示した。

第3図 三崎浦潤懸り船の船籍地

政三年をもって目標額を達成したので終えられたのであろう。

先に一日の三崎浦潤懸りの船として四〇〇艘という数字を上げたが、これはかなり特別な事情があったものと思われる。ただ、これも先上げた一年間三崎浦潤入の船四千艘という数字は、勸進対象となった船の数から判断して決して困難な数字であったとは思われない。仮に日本海での航海が年間二〇〇日可能とするならば、一日二〇艘の入船があれば足りることになる。専念寺による勸進では、一日当たり中規模以上の船で平均一五艘以上の実績を上げているのである。

それでは、これら六四六艘の船はいったいどこからやって来た船であったのだろうか。第三図は、三崎浦に潤懸りした船の船籍地を、日本地図上に落としたものである。この図によって、まず三崎浦より

西の船籍地を国ごとに見ていくと、能登・加賀に始まり、越前・若狭・丹後・但馬・隠岐・出雲・石見・長門と続く。九州からは肥前の船が来ており、瀬戸内海に入って周防・安芸・播磨・摂津・和泉・淡路、そして四国では阿波の船が見られる。紀伊半島を廻り込んだ先の太平洋側からも船は来ており、尾張・遠江・伊豆の三か国を数えることができる。一方、三崎浦より東の地域の船籍地としては、越中・越後・佐渡・出羽・陸奥、そして蝦夷地が見られる。西廻りと東廻りの本州一周航路のうち、わずかに太平洋岸の伊豆・南部間の船が見られないだけで、あとは全ての地域の船が三崎浦にあらわれていたことが確認されるのである。

国・湊浦別の船の艘数は、第三表に示した通りである。国別では加賀が一六八艘を数え最大で、以下越中一三六艘、越後八九艘と続き、能登は六二艘で四番目に位置している。能登の少なさは、もとより風待ち、潮待ちなどを廻船人の居住地の湊で行えばよいという事情が考えられるだろう。能登に次ぐのは越前で四六艘、以下摂津二八艘、但馬一七艘、石見一〇艘、そして後は一桁台の国が続く。

湊浦では越中放生津五七艘、加賀宮腰五五艘、加賀本吉三九艘、越前三国三九艘、越中伏木二五艘、能登七尾二二艘、加賀粟ヶ崎二二艘、越後荒川二〇艘などが目立っている。いずれも廻船業の盛んな湊浦として知られているところ

である。また、このような湊浦には名前が津々浦々に響き渡っていた海商が存在したが、第四表に見るように、例えば加賀宮腰の銭屋、同じく加賀粟ヶ崎の木屋など、その持船は頻繁に三崎浦にもあらわれていたことが確認され、名声に違わぬ活動を行っていたことが知られる。

周知のように、一七世紀の前半、徳川幕府は日本型華夷秩序とキリスト教の禁制を軸としながら対外関係の編成をはかり、これを海禁（鎖国）体制として確立した。この体制は、幕府による貿易の管理統制という側面の強いもので、異国との交易についてはほぼ徳川家の独占するところとなった。しかしその一方で、国内航路は網の目状に張りめぐらされ、近世日本は「内航海運王国」⁴とも称されるような発展を示していたのである。寛文期に東廻り・西廻り航路が整備されると、その航路上を北前船・菱垣廻船・樽廻船・内海船など名だたる廻船が往来し列島の物流を支えた。

専念寺の「船手勸録」にあらわれた廻船は、主に大坂と蝦夷地との間を行き来した西廻り廻船の北前船や、日本海海域を中心に活躍した日本海廻り廻船、それに能登を中心以北陸海域を活動の基盤とした地廻り廻船が中心であったと考えられる。これらの廻船は幕藩経済の大動脈を支えるとともに、地場産業の発展にも大いに貢献したことが明らかにされているが、ここではいま一つ留意しておきたいこ

第3表 国別・湊浦別の船数

国名	湊浦別船数	船数計
伊豆	下田1	1
遠江	不明2	2
尾張	不明1	1
淡路	不明1	1
和泉	堺5、貝塚1	6
摂津	大坂17、兵庫5、御影3、神戸2、不明1	28
播磨	姫路1、不明2	3
安芸	広島1、不明1	2
周防	大島2、不明1	3
阿波	齊田1	1
肥前	佐賀1、不明2	3
九州	不明1	1
長門	不明5	5
石見	久手1、不明9	10
出雲	不明3	3
隱岐	目貫1、不明2	3
但馬	瀬戸3、竹野2、浜坂1、不明11	17
丹後	由良5、不明4	9
若狭	小浜3、不明3	6
越前	三国39、三崎2、新保1、不明4	46
加賀	宮腰55、本吉39、粟ヶ崎21、湊16、大野14 安宅12、橋立7、金沢3、不明1	168
能登	七尾22、黒嶋13、剣地4、富来4、赤神3、安部屋3 柳瀬2、小木2、今浜1、塵浜1、鷗入1、馬糺1 高屋1、宇出津1、古君1、穴水1、不明1	62
越中	放生津57、伏木25、六渡寺19、滑川7、古国府5 水橋4、岩瀬3、四方3、氷見1、高岡1 東岩瀬1、魚津1、堀岡1、三箇新1、不明7	136
佐渡	宿根木2、不明5	7
越後	荒川20、今町11、糸魚川11、鬼舞10、青海8 梶屋敷6、新潟4、荒井浜2、市振1、出雲崎1 早川1、木浦1、不明12	89
出羽	酒田3、秋田1	4
陸奥	南部1	1
蝦夷地	松前2、江差1	3
不明	不明25	25

注)「船手勸録」による。

第4表 船主別船数

船主名			船数
加賀	宮腰	錢屋	14
〃	栗ヶ崎	木屋	14
越中	伏木	能登屋	10
〃	放生津	綿屋	9
越前	三国	木屋	9
〃	〃	戸ノ口屋	8
加賀	本吉	紺屋	7
〃	宮腰	平木屋	7
能登	黒嶋	浜岡屋	6
加賀	栗ヶ崎	嶋崎屋	5

注1) 「船手勸録」による。

2) 上位10名のみを掲載した。

とがある。

近世後期、海禁体制を祖法とする幕府を悩ませたものに、異国船の日本近海への出現があつたことはよく知られているが、それとともに国内廻船による密交易の横行があつたことを見逃すわけにはいかない。三崎浦に潤懸りした船のなかに、越中放生津綿屋の神速丸という船がある。実はこの船と同名の船が、文政一一(一八二八)年に密交易船として摘発されていたことが判明している。それは神速丸船頭七兵衛と越中売薬商五右衛門、薩摩山川湊の船問屋龍右衛門とが結託し、蝦夷地産の昆布・鮨・数の子と琉球渡りの唐薬種を密交易したというものである。当時、昆布

は俵物とともに貿易決済品として幕府の重要な輸出品であり、また唐薬種も長崎貿易の重要な輸入品として、いずれも幕府による強い流通統制下に置かれていた。その統制をかいくぐり神速丸は密交易を行ったのであるが、この船の船主はまさに「船手勸録」に見える綿屋に他ならなかった。綿屋では密交易船として摘発された船の名前を、なんとその後も使い続けていたのである。

明治維新の担い手として知られる薩摩藩や長州藩などの西南雄藩は、密交易によつて獲得した富によつて維新変革のための軍備を整えたともいわれている。特に薩摩藩は、越後新潟湊で当地の有力廻船問屋と俵物・昆布の密交易を展開するとともに、越中富山の売薬商人を通じて薬種の見返りに蝦夷地の昆布を抜荷として大量に仕入れ、琉球の進貢貿易ルートを利用し清国へと輸出した。神速丸もこの薩摩藩の展開した密交易に深く関わっていたことは間違いないだろう。

「船手勸録」には、ほぼ列島全域の廻船があらわれている。その廻船は膨大な物流の担い手として列島経済を支えたばかりでなく、近世から近代へとという時代の大きな転換を押し進める起動力になったことにも注目しなければならぬ。

能登半島最先端の小さな集落の一寺院から見出された史料、その史料も海域史という視点から見えていくとき、列島

史的広がりとともに、時代の転換という視座までも求めてくるのである。

おわりに

専念寺から「船手勸録」などの古文書を見出した昨年の初秋の一日、「能登国鈴三崎絵図」をたよりに珠洲岬一帯を歩いてみた。高座宮と金分宮の両宮からなる須須神社は、現在も日本の北方を守護する「日本一州四角一点之守護神」⁴⁴としての威厳をたたえており、苔むした階段を上り詰めたところに祀られる神の社は、鬱蒼とした社叢に覆われ長い歴史を感じさせる。神域へは大鳥居と大燈籠が日本海に向かって建っており、須須神社が日本海の守護神であることをその壮大な建造物によって主唱しているようにも映る。ただ、この大鳥居と大燈籠は昭和に建造されたもので往事のものではないが、寄進者が北海道札幌市の人であるところに海を通じての人々の広域的な交流の跡を彷彿とさせるものがある。大燈籠は夜には灯が点され、現在も日本海を照らし続けている。

須須神社から五〇〇メートルほど、海沿いに北の方へと歩けば専念寺に至る。文字通り「潤岸」の寺であり、門前には寺家漁港の築堤が海に向かって延び、船の引揚げ場も海岸には設けられている。境内の入り口に建つ「真宗太

谷派満潮山専念寺」と刻まれた石柱は、これも札幌市の人の寄進になるものであった。「船手勸録」の井戸は本堂の右手、藤の巻きつく樺の大木の根元近くにある。井戸は二基あるが、一基は近年のもので、ともに今は用いられていないためトタンの蓋がしつかりとかぶせられており、中をうかがうことはできない。

塩津湊は現在は寺家漁港となっている。遭崎の先端から築堤が一本海へと延び、専念寺の門前から延びる築堤とともに港内を日本海の荒波から守っている。その半生を「三崎浦潤普請」に賭けようとした専念寺住職順諦は、この整備された港をどのような思いで見ているだろうか。

目を港の先の沖へと転じると、真っ白な灯台が岩礁上に一基見える。姫島灯台である。かつて、猿女友能が大坂などで寄進を募り建てた竹策と、遭崎先端の燈明堂に変わる近代的な施設である。

現在、海難事故は港の整備や灯台の建設などによって激減している。しかし、三崎浦の今を歩きながら、施設はこれほどにも整っているのに、なぜ風景はこんなにも寂しいのかとつぶやき続けた。

「船手勸録」は幻の史料となることを免れたが、かつて日本海を埋めつくした廻船の姿は、今は幻と化してしまっているのである。

注

- (1) 網野善彦氏の海にかかわる業績の一部を掲げておこう。『海と列島の中世』日本エディタースクール出版部、一九九二年。『海から見た日本史像』河合出版、一九九四年。『日本社会再考』小学館、一九九四年。『海の国の中世』平凡社、一九九七年。『海民と日本社会』新人物往来社、一九九八年、など。
- (2) 網野善彦氏を代表として実施された能登調査については、神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時国家』調査報告編Ⅰ、平凡社、一九九六年、に詳しい。なお、一九九五年からは橘川俊忠氏が代表をつとめ調査は継続されている。
- (3) 拙稿「能登と北前船交易」神奈川大学日本常民文化研究所論集『歴史と民俗』第一〇号、平凡社、一九九三年（のちに『奥能登と時国家』研究編Ⅰ、一九九四年に収録）、参照。
- (4) 拙稿「近世北陸における無高民の存在形態」『史学雑誌』第一〇一編第一号、一九九二年、参照。
- (5) 佐渡は神奈川大学日本常民文化研究所による「佐渡船登家文書調査」、北海道上ノ国町は上ノ国町教育委員会による「近世町場復元図作成資料調査」、伊豆は伊東市による「伊東市史編纂事業」への参加による。
- (6) 佐藤利夫「近世前期における佐渡の廻船商人」豊田武編『日本海地域史研究』第一輯、文献出版、一九八〇年、参照。
- (7) 松崎水穂「勝山館・発掘調査十年の成果と課題」北海道・東北史研究会編『海峡をつなぐ日本史』三省堂、一九九三年、参照。
- (8) 伊東市史編纂委員会編『伊東市史』資料編、伊東市教育委員会、一九六二年、参照。例えば、現伊東地域の松原村の延享二（一七四五）年の百姓構成は、本百姓二三軒に対して無田八二軒である。また、新井村の貞享三（一六八六）年の百姓構成は本百姓五八軒・水呑四三軒、宇佐美村の同年の百姓構成は本百姓一六二軒・水呑一二九軒となっている。
- (9) 古代・中世の珠洲岬に関する文献については、和嶋俊二『奥能登の研究』平凡社、一九九七年。東四柳史明「日本海交通の拠点能登」『中世の風景を読む』第六卷、新人物往来社、一九九五年、などから知り得た。
- (10) 太田頼資『能登名跡志』石川県図書館協会、一九七〇年。ほかに浅加久敬「三日月の日記」、著者不詳「加能越金砂子」など。ともに石川県図書館協会、一九七〇年。
- (11) 橋本秀一郎「須須神社の成立についての諸問題」珠洲市史編さん専門委員会編『珠洲市史』第六卷、珠洲市役所、一九八〇年、参照。
- (12) 植木直一郎『須須神社誌』須須神社社司猿女幸雄、一九二四年、参照。
- (13) 網野善彦「中世の能登と日本海交通」神奈川大学日本常民文化研究所編『日本海世界と北陸』中央公論社、一九九五年、参照。

(14) 「能登国高物成帳」金沢市立玉川図書館所蔵「加越能文庫」所収。

(15) 東四柳史明「日本海交通の拠点能登」(前掲注(9))参照。

(16) 拙稿「近世北陸における無高民の存在形態」(前掲注(4))参照。

(17) 柚木学「近世海運史の研究」法政大学出版局、一九七九年、参照。

(18) 一八世紀の後期、寺家村を訪れた加賀藩士太田頼資は、同村の由緒を『能登名跡志』(前掲注(10))のなかで簡潔に記している。該当箇所を引用しておく。

寺家 家数七十軒計。三崎権現の御門前にあり、故に寺家の名あり。三崎権現は高座・金分の両社にて、須津彦神社は也。北方鎮護之御神、日域四柱の其一社也。高座の御神体は天津彦火々瓊瓊杵命、金分の御神体は木花開耶姫命也。神代より御鎮座、崇神天皇の御草創。社領三崎の郷、昔は三千貫、其比は別当高勝寺、神主大宮司猿女氏の外、社僧・社人多く在し也。中比まで十二坊ありて、其跡あり。兵乱に中絶あり。其後天正年中利家公諸堂御再興あり。社領田地五町、高に直し七十五石なり。内二十五石御社頭御修理料に除知あり。二十五石は高勝寺、二十五石は大宮司猿女氏配分也。別当高勝寺は天台宗にて、講堂・観音堂・阿弥陀堂・鐘楼・客殿・庫裏立並びて、奥郡の大事也。塔司安養寺とて小院あり。当社宝物多し。中にも源義

経詛び給ひし蟬折の笛あり。是は昔義経此沖にて難風にあひ、此権現に祈り給ふに奇瑞ありて寄附ありしとて、外に高麗笛一管あり。雪の下織の袋に入、縁起一巻と箱に入あり。其外世々の帝の勅願所にして、繪旨・院宣あり。

(19) 「能登国高物成帳」(前掲注(14))による。

(20) 「加賀藩史料」第三編、清文堂、一九七〇年復刻版、参照。

(21) 「刀禰秀一家文書」珠洲市史編さん専門委員会編『珠洲市史』第二巻、珠洲市役所、一九七八年、所収。

(22) 「能登の七刀禰」とは、一説に旧珠洲郡寺家村塩津の刀禰家のほか、能登外浦では 珠洲郡高屋村の刀禰家、鳳至郡時国村曾々木の大刀禰家、同郡大川村の刀禰家、同郡鹿磯村の刀禰家、羽咋郡福浦村の刀禰家、それに内浦の鳳至郡甲村の刀禰家を指している。

(23) 吉岡康暢「珠洲焼から越前焼へ」『海と列島文化』第一巻、小学館、一九九〇年。同監修『珠洲焼』珠洲市教育委員会、一九九五年、など参照。

(24) 珠洲市では「珠洲焼資料館」を建設、オープンするとともに、珠洲焼の復興も実現している。

(25) 太田頼資「能登名跡志」(前掲注(10))参照。

(26) 『珠洲市史』第二巻(前掲注(21))、所収。

(27) 現在も寺家の古老の間では語り継がれている伝承である。

(28) 一九九八年より跡見学園女子大学日本文化史ゼミナール史料調査研究会のメンバーと、石川県輪島市鳳至町久保直喜氏

所蔵の「久保屋文書」の調査を、輪島市教育委員会の協力の
もと実施している。ポランティアにもかかわらず、熱心に調
査に取り組んでくれたメンバーの諸氏に、この場をかりて感
謝の意を捧げます。また、「久保屋文書」の調査には、跡見
学園女子大学教員組合より研究費の補助を受けていることも
ここに記し感謝致します。

(29) 市史編纂事業の成果は、『珠洲市史』全六巻として結実して
いる。

(30) 珠洲市総務課史料係編『珠洲市古文書目録』珠洲市役所、
一九八二年。

(31) 坂下喜久次『三崎の歴史』私家版、一九八八年。

(32) 以下、特に注記しない限り、史料は文政二年と同四年の
『三崎浦潤普請』に関する史料に拠る。なお、文政二年の史
料には「右潤所絵図吉枚相添ル」と記されているが、残念な
がら今回の調査ではこの絵図は発見できなかった。

(33) 『珠洲市史』第六巻、一九八〇年、参照。

(34) 「宇多篤郎家文書」「珠洲市史」第三巻、一九七八年、所収。

(35) 専念寺より新たに見出した史料のなかに、次のようなもの
がある。

送状

此度其御地宿浦中出屋次郎兵衛と申者、船中二而長病氣二
相悩ミ、当所小湊入被致候処、終ニハ十六日暮六ツ時ニ被
為相果候由、次郎兵衛兄寺中屋佐右衛門と当村宿元重左衛

門より、拙寺江葬方之儀以書附を差出候故、見聞を以相礼
候処、聊相違も無之、更ニ不正之義も無御座候、仍而願通
り送葬相整、火葬ニ仕候事実正ニ御座候、依之法名指添相
送申候間御受取被下度、儀定、如件

元治二年丑七月十八日

能登国珠洲郡三崎塩津湊

畠山御堂

専念寺

役僧

越前国丹生郡上宿浦

善性寺殿

御役僧中江

代導師

天竜扣置

(36) 須須神社宮司猿女貞信氏所蔵。

(37) 「専念寺文書」天保五年五月、就拙寺伝兵衛地論願書下物

〔『珠洲市史』第三巻、所収〕。

(38) 網野善彦『日本中世に何が起きたか』日本エディタースク

ール出版部、一九九七年、参照。

(39) 以下では、特に注記のない限り、史料は「船手勸録」によ
る。

(40) 専念寺門徒の船問屋二軒のうち一軒は刀禰家に間違いない
が、いま一軒については不明である。ただ、注(35)に掲載

した史料に、船宿として重左衛門の名が記されている。また他に、三崎浦では大泊家という船問屋が知られている。同家は高勝寺の檀頭で三崎浦の大泊に屋敷を構えていたが、明治四〇（一九〇七）年、家産を処分し東京へ転出している。当時は日本の交通・物流体系が海路から陸路へと大きく転換を遂げていた時期であり、その波をもろに被ってしまつたのではないだろうか。それはともあれ、家産を処分したときの「動産売買契約証書」には、輪島塗の黒惣和・赤惣和・蒔絵碗等をはじめ、古伊万里・九谷焼・南京焼等の陶磁器類、探幽・大雅筆の掛軸、あるいは木像の阿弥陀仏・観音像など一八三種の品々が記載されており、海からもたらされた富がいかにか豊かであったかを目の当たりにすることができる。なお、大泊家については、神奈川県横浜市在住の大泊蔵氏より史料の提供を受けた。記して感謝致します。

(41) 石井謙治『和船工』法政大学出版局、一九九五年、参照。

(42) 深井甚三「北前船の展開と抜荷」『日本歴史』第五八七号、一九九七年、参照。

(43) 「北越秘説」新潟市郷土資料館調査年報第六集『川村修就文書Ⅴ』一九八二年。真栄平房昭「鎖国」日本の海外貿易」朝尾直弘編『日本の近世』第一巻、中央公論社、一九九一年。

田島佳也「日本の「近代」化に貢献した蝦夷地の俵物・昆布」

『現代農業』増刊、農山漁村文化協会、一九九六年、など参照。

(44) 「須須神社文書」天正五年二月、高勝寺衆徒等言上状（『須須神社誌』前掲注（12）所収）。

附記

専念寺住職畠山義邦氏には、史料の探索、撮影、種々の聞き取りなど、本稿の成るに当たって大変お世話になりました。

ここに記して、感謝の意を捧げます。

（いずみ まさひろ・日本文化史）